

# 治水

発行所

全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5(砂防会館内)

編集人 川野正隆

印刷所 株式会社白橋印刷所

会費 (定価1部100円)

その他一般 (定価1部150円)

毎月1回15日発行

## 水防法の一部改正に伴う 浸水想定区域の指定・公表について

平成13年7月30日

国土交通省河川局治水課

水防法の一部改正に伴う「浸水想定区域」の最初の指定・公表を、昨年の東海豪雨で沿川市町村において大きな被害が発生した庄内川を始めとした全国7水系8河川で7月31日に行います。

この浸水想定区域の指定・公表により、関係市町村において「洪水ハザードマップ」の作成が促進され、水災による被害が軽減されることが期待されます。

- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定・公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講ずること等を目的として、水防法の一部が改正され、7月3日に施工されたところですが、今回、昨年の東海豪雨で沿川市町村において大きな被害が発生した庄内川を始めとした全国の国土交通大臣管理河川7水系8河川において、「浸水想定区域」の最初の指定・公表を7月31日に行います。

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、昨年の東海豪雨で大きな被害を受けた名古屋市、西枇杷島町を始め7道県28市町村となります。

- 浸水想定区域は、洪水予報河川が河川整備の計画降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域として指定されるものです。

洪水予報河川は、現在、国土交通大臣管理河川で108水系192河川ありますが、今回の7水系8河川での浸水想定区域の指定・公表を始めとして、今後、全ての洪水予報河川で指定・公表を進めていく予定です。

- 今回指定された浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深その他を表示した図面（浸水想定区域図）は、各地方整備局及び工事事務所において、7月31日より閲覧に供するとともに、関係市町村に通知致します。

4. 関係市町村は、水防法に基づいて、浸水想定区域に応じて市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知するよう努めることとされていますが、その際、浸水想定区域図に避難場所等を記載した「洪水ハザードマップ」を作成・活用することが期待される所です。

国土交通省としても、洪水ハザードマップの作成主体である関係市町村に対して最大限の支援を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及の推進に努めてまいります。

浸水想定区域図の閲覧場所・関係市町村名一覧表

洪水予報河川名	図面の閲覧場所及び問い合わせ先	関係市町村名
留萌川水系留萌川	北海道開発局建設部河川管理課 札幌市北区北8条西2丁目 ☎ 011-709-2311 留萌開発建設部治水課 留萌市寿町1丁目 ☎ 0164-42-2311	北海道留萌市
子吉川水系子吉川	東北地方整備局河川部河川計画課 仙台市青葉区二日町9番15号 ☎ 022-225-2174 秋田工事事務所調査第一課 秋田市山王1丁目10番29号 ☎ 018-823-4167	秋田県本荘市、由利町
鶴見川水系鶴見川	関東地方整備局河川部河川計画課 さいたま市北袋町1-21-1 ☎ 048-600-1335 京浜工事事務所流域調整課 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 ☎ 045-503-4009	神奈川県横浜市、川崎市
庄内川水系庄内川	中部地方整備局河川部河川計画課 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 ☎ 052-953-8148 庄内川工事事務所調査課 名古屋市中区福德町5丁目52番地 ☎ 052-914-6711	愛知県名古屋市の、春日井市、小牧市、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、西枇杷島町、甚目寺町、大治町、七宝町、蟹江町、稲沢市、美和町
太田川水系太田川、 根谷川	中国地方整備局河川部河川計画課 広島市中区上八丁堀6-30 ☎ 082-221-9231 太田川工事事務所調査設計課 広島市中区上八丁堀3-30 ☎ 082-221-2436	広島県広島市の、加計町、湯来町、筒賀村、戸河内町
渡川水系四万十川	四国地方整備局河川部河川計画課 高松市福岡町4丁目26-32 ☎ 087-851-8061 中村工事事務所 中村市右山2033-14 ☎ 0880-34-7301	高知県中村市
本明川水系本明川	九州地方整備局河川部河川計画課 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 ☎ 092-471-6331 長崎工事事務所調査第一課 長崎市宿町316-1 ☎ 095-839-9211	長崎県諫早市

### 浸水想定区域の指定手続き等

(主体)	(手続き)	(法令等)	(備考)
地方整備局等 又は都道府県	浸水想定区域図の作成	法第10条の4第1項 施行規則第1条	
〃	↓ (指定に先立つ記者発表)		
〃	浸水想定区域の指定 (官報又は都道府県の公報)	法第10条の4第1項 施行規則第1条	
〃	↓		
〃	浸水想定区域等の公表 (官報又は都道府県の公報)	法第10条の4第3項 施行規則第2条	(関係地方整備局 等で閲覧に供す る)
〃	↓		
〃	浸水想定区域等の 関係市町村長への通知	法第10条の4第3項	
-----			
	↓		
市町村防災会 議	少なくとも浸水想定区域ごとに避難場 所等を市町村地域防災計画に定める	法第10条の5第1項	
〃	↓		
〃	浸水想定区域内に地下街等がある場合 には市町村防災計画に洪水予報の伝達 方法を定める	法第10条の5第2項	
〃	↓		
市町村長	市町村長は、市町村防災計画に定めら れた必要な事項について住民に周知さ せるよう努める	法第10条の5第3項	(洪水ハザード マップによる周 知が望ましい)
〃	↓		
市町村防災会 議, 市町村長	市町村防災会議の協議会が設置されて いる場合の準用	法第10条の5第4項	

(参考資料)

## 水防法の一部を改正する法律について

水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、国土交通大臣及び都道府県知事による浸水想定区域の公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等の措置を講ずる。

### 1. 洪水予報河川の拡充 (第10条の2関係)

- ① 国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- ② 都道府県知事は、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

### 2. 浸水想定区域の公表等 (第10条の4関係)

- ① 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。
- ② 国土交通大臣等は、浸水想定区域の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

### 3. 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (第10条の5関係)

- ① 災害対策基本法の市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、同法の市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- ② 浸水想定区域内に下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- ③ 市町村長は、①の市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知させるように努める。
- ④市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等を定める。

## 余 滴

### 琵琶湖の移動

琵琶湖が滋賀県にあることは誰でも知っている。理科年表によると、面積670.3平方キロメートル、周囲の長さ241キロメートル、最大水深103.6メートルと表示されており、我が国で一番大きな湖である。

琵琶湖の誕生は滋賀県か？に、当たり前だと言いたいところだが、琵琶湖北端から、約100キロメートル南にある、三重県伊賀上野付近で誕生したと考えられている。琵琶湖は、約500万年をかけて現在の位置にたどり着いた。すなわち、移動してきたということが「古琵琶湖層群」と呼ばれる地層の分布から分かっている。地層の分布は南の方ほど古く、北に行くにしたがって新しい。一番古い約500万年前の地層は、三重県伊賀上野だけに見られ、滋賀県甲賀地方には存在していない。このことは、約500万年前には、現在の琵琶湖のある地域は湖でなかったということになる。

琵琶湖は今も動き続けているというが、500万年後にはどこにあるのだろうか。 (K)

# 平成12年度 全国一級河川の水質現況概要

## — 抜 す い —

国土交通省は昭和33年から一級河川における水質調査を実施し、昭和47年から全国の一級河川の水質調査結果を取りまとめ、公表している。本資料は、平成12年(暦年)における、全国一級河川(109水系)の水質調査結果の概要をとりまとめたものである。

### 1. 河川の流量

#### 平成12年の流量は平年並

- 河川の水質は流量の大小によって左右されるが、平成12年の一級河川の流量は、最近10ヶ年(平成2年～平成11年)の平均値と同程度であった。また前年との比較では、基準地点における年間総流出量の合計が15%減、低水流量の合計が2%減となっている。

### 2. 河川(湖沼等を含む)の水質

#### (1) 水質調査地点

##### 調査地点は1,094地点

##### 一級河川の直轄管理区間約10kmに1ヶ所

- 一級河川の直轄管理区間の河川延長約10,500km(平成12年4月現在)に対して水質調査地点は1,094地点設けており、平均的には河川延長約10kmに1ヶ所の割合で水質調査を実施している。

#### (2) 水質調査結果

平成12年に環境基準を満足している地点の割合は、前年とほぼ同じ83%、長期的には改善の傾向に

- 生活環境の保全に関する環境基準の項目のうち、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)をみると、平成12年に環境基準を満足している地点の割合は平成11年より1ポイント増加し、83%となった。
- 平成12年の流量が前年に比較して全国的に減少したにもかかわらず、平成12年に環境基準を満足している地点の割合は増加しており、また、過去の同程度の年間総流出量の年と比較すると明らかに満足している地点の割合は上昇していることから、汚濁負荷の削減による水質改善が着実に進んでいると考えられる。

環境基準を満足している地点の地方別割合はおおむね前年とほぼ同じ

- 環境基準を満足している地点の割合を地方別にみると、北陸、中部、東北の順で大きく関東、近畿、中国でその割合が小さい。
- 前年との比較では近畿が3ポイント下回ったも

#### 一級河川の流量状況

		基準地点における 年間総流出量の合計	基準地点における 低水流量※の合計	備 考
平成12年	(A)	2,520億 $\text{m}^3$	3,860 $\text{m}^3/\text{s}$	平成12年の年間総流出量 及び低水流量の合計値は推 定値。
平成11年	(B)	2,953億 $\text{m}^3$	3,930 $\text{m}^3/\text{s}$	
最近10ヶ年平均	(C)	2,661億 $\text{m}^3$	3,784 $\text{m}^3/\text{s}$	
	(A)/(B) $\times 100\%$	85%	98%	
	(A)/(C) $\times 100\%$	95%	102%	

※低水流量：一年を通じて275日はこれを下らない流量

の、その他の地方では同程度かやや上回った。北陸では過去最高の割合となり、東北と中部でも過去最高と並ぶ割合となった。

### BOD 平均値からみた河川の水質ベスト1は尻別川、後志利別川、姫川、宮川 ワースト1は大和川

- 水質調査地点が2地点以上の一級河川(166河川)を対象に、BODの年間平均値の地点平均

により各河川の水質をとりまとめた。水質のベスト1は尻別川、後志利別川、姫川、宮川であった。

- 水質の悪い河川では、大和川がワースト1となった。また、新たに猪名川がランク入りした。平成11年と比較すると、全般的に、BOD平均値は低くなっており、経年的に見ても水質は良くなる傾向にある。

### BOD 平均値による河川の水質状況 (ベスト5)

	順位	河川名	都道府県名	地点数	BOD 平均値	BOD 75% 値
平成 12 年	1	尻別川(シリベツガワ)	北海道	2	0.5mg/l	0.5mg/l
		後志利別川(シリベシトシベツガワ)	北海道	3	0.5	0.5
		姫川(ヒメカワ)	新潟	2	0.5	0.5
		宮川(ミヤガワ)	三重	2	0.5	0.5
	5	北川(キタガワ)	福井	3	0.6	0.5

	順位	河川名	都道府県名	地点数	BOD 平均値	BOD 75% 値
平成 11 年	1	尻別川(シリベツガワ)	北海道	2	0.5mg/l	0.5mg/l
		札内川(サツナイガワ)	北海道	2	0.5	0.5
		姫川(ヒメカワ)	新潟	2	0.5	0.5
	4	仁淀川(ニヨドガワ)	高知	4	0.5	0.6
		本庄川(ホンジョウガワ)	宮崎	3	0.5	0.6

※BOD平均値が同じ場合は、75%値により評価した。なお、平成11年から、報告下限値を0.5mg/lとして集計している。

### BOD 平均値による河川の水質状況 (ワースト5)

	順位	河川名	都道府県名	地点数	環境基準満足地点数	BOD 平均値	BOD 75% 値
平成 12 年	1	大和川(ヤマトガワ)	奈良・大阪	8	1	6.7mg/l	9.3mg/l
	2	綾瀬川(アヤセガワ)	埼玉・東京	3	2	6.5	7.1
	3	鶴見川(ツルミガワ)	神奈川	4	3	5.0	5.9
	4	中川(ナカガワ)	埼玉・東京	5	2	4.7	5.7
	5	猪名川(イナガワ)	大阪・兵庫	3	3	3.0	3.6

	順位	河川名	都道府県名	地点数	環境基準満足地点数	BOD 平均値	BOD 75% 値
平成 11 年	1	綾瀬川(アヤセガワ)	埼玉・東京	3	0	8.4mg/l	11.1mg/l
	2	大和川(ヤマトガワ)	奈良・大阪	8	1	7.2	9.2
	3	鶴見川(ツルミガワ)	神奈川	4	3	5.4	6.3
	4	中川(ナカガワ)	埼玉・東京	5	0	5.3	6.5
	5	牛淵川(ウシブチガワ)	静岡	2	1	3.0	2.9

# 国土交通省河川局渇水対策本部を設置

平成13年7月30日  
河 川 局

国土交通省は、平成13年7月30日13時に、国土交通省河川局渇水対策本部（本部長：河川局長 竹村公太郎）を設置した。

四国地方整備局（平成13年6月12日設置）に続き、中部地方整備局において渇水対策本部が設置されたため

中部地方では7月14日に梅雨明けし、7月の雨量は半年の半分程度と少雨傾向にあり、豊川では第4次節水、矢作川では第3次節水を実施している。今後もまとまった降雨が見込めないこと、また、矢作川の節水により市民生活や産業活動へ影響が出ることが考えられることより、中部地方整備局では渇水対策本部を設置した。

四国地方整備局（平成13年6月12日設置）に続き、中部地方整備局において渇水対策本部を設置するにいたったことから、国土交通省は7月30日をもって「国土交通省河川局渇水対策本部」を設置した。

なお、関東地方の利根川上流8ダムの合計貯水量が23,729万 $m^3$ （貯水率69%）と半年の81%を維持しているものの、今後の天候次第では、渇水調整の必要性も考えられることより、河川局渇水対策本部では、四国、中部にのみならず、関東地方におけるダムの貯水状況等の情報収集・提供に努め、今後の渇水対策を円滑に進めることとしている。

## 主な河川の渇水状況（平成13年7月30日現在）

中部地方整備局管内

【7月30日渇水対策本部設置】

〈木曾川〉 節水実施中

- ・牧尾ダム 貯水率41% 【半年比52%】

〈愛知用水〉

- ・7/23 第一回渇水調整（第一次節水 上水5%、工水10%、農水10%）

- ・7/27 第二回渇水調整（第二次節水 上水10%、工水20%、農水20%）

〈豊川〉 節水実施中

- ・宇連ダム 貯水率45% 【半年比53%】
- ・豊橋工事事務所渇水対策支部設置

平成13年5月17日

- ・5/10 第一回渇水調整（第一次節水 上水5%、工水5%、農水5%）
- ・5/18 第二回渇水調整（第二次節水 上水10%、工水15%、農水15%）
- ・6/21 第三回渇水調整（第一次節水 上水5%、工水5%、農水5%）
- ・7/13 第四回渇水調整（第二次節水 上水10%、工水15%、農水15%）
- ・7/23 第五回渇水調整（第三次節水 上水15%、工水30%、農水30%）
- ・7/26 第六回渇水調整（第四次節水 上水20%、工水35%、農水35%）

〈矢作川〉 節水実施中

- ・矢作ダム 貯水率56% 【半年比63%】
- ・豊橋工事事務所渇水対策支部設置

平成13年5月17日

- ・矢作ダム管理事務所渇水対策支部

平成13年7月19日

- ・7/19 第一回渇水調整（第一次節水 上水10%、工水30%、農水20%）

- 7/23 第二回渇水調整 (第一次節水 上水 20%, 工水40%, 農水30%)
  - 7/29 第三回渇水調整 (第三次節水 上水 30%, 工水50%, 農水50%)
- 〈天竜川水系天竜川〉 節水実施中
- 浜松工事事務所渇水対策支部設置  
平成13年7月24日
  - 7/24 第一回渇水調整 (第一次節水 上水 5%, 工水10%, 農水10%)
- 四国地方整備局管内【6月12日渇水対策本部設置】  
〈吉野川〉 取水制限実施中
- 早明浦ダム 貯水率62% 【平年比84%】
  - 吉野川ダム統合管理事務所渇水対策支部設置  
平成13年6月7日
  - 徳島工事事務所渇水対策支部設置  
平成13年6月15日
  - 6/17 一次取水制限 (徳島15%, 香川20%)
  - 6/20 取水制限一時的解除
  - 6/27 取水制限再開 (徳島15%, 香川20%)

平成13年8月1日  
河川局・住宅局

## 住宅設計における浸水対策について

昨年の東海豪雨をはじめ、毎年全国各地で洪水などによる家屋の浸水被害が発生しています。そこで、このような浸水被害について、居住者や設計者がその被害の実態を知り、被害を防止又は軽減することができるよう、この度「住宅設計における浸水対策マニュアル検討会」(事務局:財団法人日本建築防災協会)を設置し、水害による住宅の被災実態を調査・分析し、浸水による被害が少なくなる建て方、対処の方法等についてまとめ、建築主、設計者、居住者向けのパンフレット「家屋の浸水対策マニュアル」及び対策の具体例をカード形式にまとめたガイドブック「家屋の浸水対策ガイドブック」を作成しました。

主な内容はそれぞれ以下のとおりで、住宅の浸水危険性の把握方法と必要な対策等について、図や写真を用いて分かりやすく説明しています。

### 「家屋の浸水対策マニュアル」

- 最近の水害による被害の傾向及び都市の浸水被害の状況
- 浸水対策を考慮した設計方法のポイント

### 「家屋の浸水対策ガイドブック」

- 家屋の浸水被害の状況及び部位別被害の状況
- 浸水対策を考慮した設計手法の具体例
  - 浸水に強い住宅対策・検討チェックシート
  - 浸水対策を考慮した設計手法の検討

今後、建築及び河川関係の機関誌や講習会等を通じて、住宅の建築主や居住者に知識の普及を図る予定です。また、この内容については、財団法人日本建築防災協会のホームページ (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>) においても紹介します。

【家屋の浸水対策マニュアル わが家の大雨対策—安心な暮らしのために—】A4版カラー

【家屋の浸水対策ガイドブック 安心な暮らしのために】A4版白黒

発行:財団法人日本建築防災協会

これらのパンフレット等は、国土交通省河川局、同住宅局、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、総務省消防研究所、(財)国土開発技術研究センター及び学識経験者から構成される「住宅設計における浸水対策マニュアル検討会」(財)日本建築防災協会内に設置)において調査・検討された内容を取りまとめたものです。